

再批判 自民党改憲案 (1)

「個人」が消え国家優先

しんぶん赤旗 2016年5月3日(火)

安保法制＝戦争法を強行し乱暴に憲法秩序を破壊した安倍晋三首相は、夏の参院選に向け明文改憲に踏み込む攻撃的姿勢を強めています。戦争法廃止か安倍改憲か。憲法施行69年の記念日はまさに歴史的岐路のなかで迎えます。

改憲・右翼団体「日本会議」が中心母体となつてつくる「美しい日本の憲法をつくる会」は、いま「憲法改正を実現する1000万人ネットワーク」運動を展開しています。

同会は、賛同者向けのメール(4月27日付)で、「本年7月に予定されている参議院選挙を前に、いま、憲法改正問題は、改正発議の対象を検討する段階」と強調。「参議院選挙において改憲勢力が国会の3分の2を占めるか、護憲派がそれを阻止するかが戦後史を画する重大な政治選択として浮上」と呼びかけ、「緊急事態条項」創設を優先課題として取り組みの強化を訴えています。

在任中にと執念

同会が昨年11月に開いた1万人集会(東京・武道館)にメッセージを寄せていた安倍首相は、年初から、夏の参院選挙で改憲を争点化する姿勢を示し、9条2項の改定にも繰り返し言及。「在任中に成し遂げたい」(3月2日、参院予算委員会)とまで述べています。

安倍首相は、改憲内容について「自民党の憲法改正草案がある」と強調。「既にわれわれは、衆議院2回、そして参議院1回、このこと(改憲案)についても掲げ選挙をたたかい、大勝させていただいている」(2月4日、衆院予算委)などと発言しているように、自民党改憲案の中身が、重大争点となっています。

自民党改憲案は、2009年に惨敗して下野した自民党が、「保守政党」としてどんな日本を目指すのかを、新たに全面的に示したもの。いわば自民党の「世界観」「総合綱領」です。

その内容は、近代立憲主義の成果を受け継ぎ発展させた日本国憲法の核心を全面否定し、歴史を逆戻りさせる恐るべき内容です。

近代憲法の根本原理である「個人の尊厳」について、「個人」(憲法13条)という根本概念を消し去り、個人の尊厳を守るために認められた基本的人権の「永久不可侵」規定(97条)を全面削除しています。

それらの規定の根本にある、人は生まれながらにして自由、平等であるという「天賦人権思想」そのものを否定しています。まさに個人の人権を守るための「憲法」が「憲法でなくなる」世界です。

問題改めて検証

本紙では第2次安倍政権発足(2012年12月)の直後、自民党改憲案の全面批判を

いち早く連載し、パンフレット（『全批判 自民党改憲案』）にもなっています。戦争法の強行と新たな明文改憲の動きの強まりのもと、改めてその問題点を検証します。（つづく）

再批判 自民党改憲案 （2）

無制限の武力行使可能

2016年5月5日(木)

安倍晋三首相は、「美しい日本の憲法をつくる国民の会」などが3日に開いた改憲集会に自民党総裁としてビデオメッセージを寄せ、「憲法に自衛隊という言葉はなく、憲法学者の7割が違憲の可能性がある」といっている。本当に自衛隊は違憲と思われているままでいいのか。国民的な議論に値する」と述べました。自民党の稲田朋美政調会長も「（自衛隊違憲論のもとで）9条2項をそのままにしておくことこそ立憲主義の空洞化だ」と繰り返しています。

9割以上の憲法学者が戦争法は「違憲」だと批判したことは無視して強行しながら、改憲の口実に“自衛隊違憲論”を持ち出す、自民党のご都合主義は通用しません。

2項削除の狙い

そもそも自衛隊違憲論の「克服」は、便宜的な口実。自民党改憲案の「国防軍」創設＝9条2項削除の狙いは「自衛隊の追認」にとどまりません。

自民党改憲案は、これまで海外での武力行使の歯止めとなってきた9条2項を削除したうえに、新2項で「前項（戦争放棄）の規定は、自衛権の発動を妨げるものではない」との規定を盛り込みました。

この「新2項」について自民党改憲案Q&Aは、政府が集団的自衛権の行使を禁ずる理由を「9条1項・2項の全体」の解釈によるとしていることから、戦力不保持規定を削除したうえ「新2項」を設け「自衛権の行使に何らの制約もないように規定しました」と説明しています。

現行憲法9条2項の戦力不保持規定を削除しても、1項の「戦争放棄」の解釈次第で、なお集団的自衛権の行使が禁止されるおそれがある一。その可能性を念入りに排除したということです。

「専守防衛」の自衛隊“追認”どころか、無制限の海外での武力行使を可能とする一。ここに自民党改憲案の最大の狙いがあります。

明文改憲を狙う

安倍首相は「自衛隊が違憲なら、集団的自衛権も違憲になる」とも述べます。

これまで政府は“自衛隊合憲”論を主張し、それと一体で「集団的自衛権の行使は許されない」と海外での武力行使を禁じてきました。安倍政権が憲法解釈変更で集団的自衛権行使を容認すると、自衛隊を「合憲」とする保守派憲法学者からも「安保法制は違憲」と指摘され、それが国民的批判の爆発の発火点となりました。今度は“自衛隊違憲”論を持

ち出し、「新2項」を含む明文改憲を狙う一。安倍首相のごまかしはご都合主義で、稚拙です。

安倍自公政権は、虚構の多数で戦争法を強行したものの、憲法9条2項がある限り、「違憲」「立憲主義破壊」の批判がやむことはありません。集団的自衛権行使のための「存立危機事態」の認定、承認をめぐっても、その都度、国会で激しい憲法論争となることも避けられません。

再批判 自民党改憲案 (3)

軍機保護・軍刑法の危険

2016年5月7日(土)

自民党改憲案では、国際の平和と安全のため「国際的に協調して行われる活動」への国防軍の参加を可能としています。あえて「国連」という言葉を外しています。

イラク戦争のような、国連憲章の平和秩序を踏み破る、米国の単独行動への参加を可能としているのです。

秘密法に“根拠”

戦争法の中の、派兵恒久法＝国際平和支援法では、何らかの国連決議の存在が、米軍等の武力行使への後方支援の要件ですが、そうした決議は不要となり、「後方支援」にとどまらず共同の武力行使が可能となります。

改憲案では「国防軍の組織、統制及び機密の保持に関する事項は、法律で定める」(9条の2第4項)としています。「軍事機密の保持」が憲法上の“価値”となり、特定秘密保護法が大手をふるってまかり通る「憲法」です。

何が秘密かも秘密、秘密を探ろうと相談(共謀)しただけで処罰される異常な弾圧法規に、憲法上の“根拠”を与えます。

改憲案21条は、表現の自由に関し、「公益及び公の秩序を害することを目的とした活動」は認めないと規定。「軍事機密」を侵す報道や調査は、人権として保障しないことになりかねません。

殺害命令の貫徹

改憲案は、軍人の「職務の実施に伴う罪」などを裁判するため、「国防軍に審判所を置く」としています。

軍人の「職務の実施に関する罪」を定めるのは「軍刑法」です。軍刑法は軍人を規律するため特別の罰則を規定したものです。例えば、旧陸軍刑法57条では、敵前で上官の命令に服従しなかったものは最高で「死刑」でした。「人を殺すな」という人間の最低の基本倫理に対し、「人を殺せ」という命令が優越します。

戦場で「殺し殺される」状況のもと、上官の命令は絶対です。それを強制する軍刑法なしに戦争はできません。

戦争法では自衛隊法にある「上官の職務上の命令に対し多数共同して反抗した者」などを処罰（最高懲役7年）する規定を「国外犯」に拡大。「日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する」としました。（122条の2）

自衛隊はこれまで「専守防衛」のもと、外国領土での戦闘を基本的に予定していませんでした。ところが、集団的自衛権の行使が可能となり、他国領土での戦闘で敵兵の殺害をはじめとした命令の貫徹を求めたのです。

自民党改憲案が実現すれば、さらに軍人処罰の範囲も、処罰の上限も無制限に拡大します。

再批判 自民党改憲案 （4）

「緊急事態条項」の危険

2016年5月8日(日)

安倍晋三首相や改憲右翼団体・日本会議が優先事項として新設を狙う「緊急事態条項」は、自民党改憲案にすでに盛り込まれています。

「緊急事態」とは、「我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害その他の法律で定める緊急事態」（第98条）と定められています。何よりも「外部からの武力攻撃」への対処のためのものです。

首相による「緊急事態」宣言のもとで、何ができるのでしょうか。

国民に服従義務

法律に基づいて「内閣は法律と同一の効力を有する政令（緊急政令）を制定する」ことができます。これにより、国会審議を抜きに、内閣が人権制約をはじめ「立法権」を行使できます。政令の管轄事項に制限はなく「何でもできる」ことになります。三権分立や国会中心主義などの原則が停止し、首相と内閣に権限が集中します。

さらに国民保護のための国等の指示に国民は「従わなければならない」と、服従義務が規定されます。緊急政令では、罰則制定も排除されません。

自民党改憲案取りまとめの起草委員会事務局長を務めた礒崎陽輔参院議員は、「（緊急政令で）人権制約は考えていない」などとツイッターで発信しています。

しかし、自民党改憲案Q&Aは、従来の「国民保護法制」では国民の服従義務について憲法上の根拠がないため、国民への要請は全て「協力を求める」という形でしか規定できなかったと不満を告白しています。法律レベルの緊急事態法＝有事法制の一部である国民保護法制に強制力を持たせるのが大きな狙いです。

さらにQ&Aでは、「国民の生命、身体及び財産という大きな人権を守るために、そのため必要な範囲でより小さな人権がやむなく制限されることもあり得る」と明言しています。

内閣頂点の軍政

結局、内閣（国）の措置に強制力が付与され、人権が停止するに等しい状態となります。「緊急事態」のもとで、まさに内閣と首相を頂点とする専断的な体制がつくられます。

戦争法の発動で米軍への支援が開始される場合、通信傍受やテロ容疑者拘束のための強制手段が拡大され、軍事対応を批判する言論への統制も一気に強化される恐れがあります。意思決定の中心は「国家安全保障会議」であり、事実上の戒厳（軍政）です。

国会では政府対応を批判する議論がされていても、「緊急事態」を首相が宣言すれば、政府が独断で強権措置を発動できるのです。

再批判 自民党改憲案（５）

戦前・緊急勅令の猛威

2016年5月9日(月)

緊急事態法制の最も発達した国一。それが戦前の日本でした。

戦前の大日本帝国憲法には、四つも緊急事態条項がありました。(1)緊急勅令（8条）(2)戒厳の宣告（14条）(3)非常大権（31条）(4)財政上の緊急処分（70条）です。いずれも緊急事態という口実のもと、独裁の強化・確立をめざすものでしたが、最も悪用されたのが緊急勅令でした。

国民の自由奪う

明治憲法下でも制限的ながら国民を代表する議会が設けられました。緊急勅令は、政府が議会の意思によらず専制を貫き、国民の自由を奪って侵略戦争の道に引き入れる武器として、猛威をふるいました。

政府が緊急勅令を発動したひとつは、緊急事態の名のもとに国民の運動を弾圧することでした。日露戦争の講和をめぐり国民の不満が爆発した日比谷焼き討ち事件（1905年9月6日）では、緊急勅令による戒厳（行政戒厳）が発せられ、軍隊が出て大量の検挙者を出しました。関東大震災（23年）や2・26事件（36年）でも行政戒厳は使われました。

もう一つの役割は、議会で否決された法律を緊急勅令で通してしまうことでした。その最悪の例が1928年の治安維持法の大改悪です。

治安維持法は天皇専制に反対する日本共産党などを弾圧するため25年に作られました。1928年3月15日の共産党大弾圧の後、政府は「国体ヲ变革スルコトヲ目的」として結社した者に対し「死刑又は無期」を導入。さらに「目的遂行ノ為ニスル行為」の処罰を新設し、共産党員でなくとも、同法で処罰できるよう改悪案を出したのです。

しかし、こんな改悪には帝国議会でも異論が噴出して、審議未了で廃案に。ところが、天皇制政府は緊急勅令で改定を強行したのです。

反省に立脚して

戦後、新憲法制定の中で「緊急事態条項」は一切置かれませんでした。内閣法制局発行『新憲法の解説』（1946年）は、明治憲法で「これ等の制度は行政当局者にとっては極めて便利に出来てをり、それだけ、濫用され易く、議会及び国民の意思を無視して国政が行はれる危険が多分にあった」と指摘。新憲法は「民主政治の本義に徹し」「立憲的に、万事を措置するの方針をとっている」としました。

9条2項の戦力不保持とともに、日本国憲法に緊急事態条項がないことは、戦前への明確な反省に立脚するものです。（つづく）

再批判 自民党改憲案（6）

不戦平和の誓いを削除

2016年5月10日(火)

自民党改憲案は、日本国憲法前文に示された、戦前の侵略戦争への反省と不戦平和の誓いを全面削除しています。（表）

侵略戦争への反省、不戦の誓い、平和の国際秩序づくりへの貢献、全世界の国民の平和的生存権の確認—。これらは日本国憲法の原点です。9条2項による戦力不保持と一体に、軍事によらない平和を実現する、世界のトップランナーを目指す宣言です。

安倍首相も攻撃

自民党改憲案Q&Aは、憲法前文の「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼」という規定を「ユートピア的発想による自衛権の放棄」と切り捨てています。安倍晋三首相は、「わび証文」「いじましい」と攻撃してきました。

平和的生存権は、戦争こそが人権に対する最大の脅威であり、平和であってこそ人権保障が可能となることを確認した権利です。憲法学説でも「すべての基本的人権の基礎にあってその享有を可能にする基底的権利」と広く理解されています。また、戦争への反省と平和の国際秩序を目指す立場から「全世界の国民」に対し保障するとされています。

今、諸国民の「平和への権利」を国際的人権とする動きが強まっています。国連安保理への関与など、平和の実現へ個人の能動的な役割を高める取り組みです。その中で、日本国憲法の平和的生存権は高く評価されてきました。自民党改憲案前文は、まさに歴史に逆行するものです。

9条2項を体現

安保法制＝戦争法の強行の動きに対する「だれの子どももころさせない」というママたちの叫びは、9条2項の非武装平和の理念を体現しています。アフガニスタン・イラク戦争以来10年以上続く「対テロ戦争」で、テロはなくなるどころか、世界中に広がり



(写真) ママの新宿ジャックでコールする人たちは5日、東京・新宿駅西口

ました。暴力の連鎖をどう断ち切るか、9条と前文の「武力によらない平和」の原理が深い力を発揮し、人々を動かし始めています。

世界に向けて、平和への対案としていっそう高く日本国憲法の平和主義の精神を掲げるときです。

前文から削除された三つの平和の誓い	自民改憲案
政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意	削除
日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ	削除
全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認	削除

再批判 自民党改憲案（7）

人権より「公の秩序」

2016年5月11日(水)

自民党改憲案は、人権保障の根本規定である日本国憲法13条の「すべて国民は、個人として尊重される」の「個人」から「個」の一文字を削除し、「人として尊重される」としました。「個」の一文字が消える結果、一人ひとりがその人らしさ（個性）をもち、それをかけがえのないものとするという理念から、個性のない均質的な「人としての尊重」に意味が全く変わります。

大幅な制約課す

憲法13条は、人権の制約原理として「公共の福祉」を規定しています。これは、全ての人に平等に保障される人権相互の衝突を、それぞれの人権を尊重しながら調整する原理と理解されてきました。

ところが自民党改憲案は、「公共の福祉」を「公益及び公の秩序」に書き換えています。さらに「自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚し、常に公益及び公の秩序に反してはならない」（12条）として、公の秩序優先で人権に制約を課すことを明確にしました。

自民党の高村正彦副総裁はこれを、「現在の『公共の福祉』を置きかえただけ」などと弁明しています。

しかし、中身が変わらないならなぜ違う言葉に書き換えるのか。

自民党改憲案Q&Aは、「公共の福祉」を「公の秩序」に変えた理由を「基本的人権の制約は、人権相互の衝突の場合に限られるものではないことを明らかにした」と告白しています。

まさに他者の人権との調整を超えた「公の秩序」優先で、人権の大幅な制約がまかり通ることになります。秩序の中身は権力者の恣意（しい）的判断で決まる恐れもあります。人権保障のための憲法が権力を制限するという立憲主義に、大きな抜け穴がつけられます。例えば、9条の全面改定で「国防軍」の活動や機密保持が認められるもと、軍事的要請が「公の秩序」とされ、大幅な人権制約をもたらします。

これでは、明治憲法下で、臣民の権利は「法律ノ範囲内」でしか認められなかったような「法律の留保」への歴史的逆行をもたらしかねません。

過去の反省欠落

新憲法公布時の政府の『新憲法の解説』は、明治憲法下で多くの諸自由の保障に「法律に定められた場合を除く外」という限界があったと指摘。権力者がこの「法律の留保」規定を「逆用」し、「つひには憲法が死文と化するやうな状態に陥ってしまった」と反省を示したうえで「新憲法では、法律云々（うんぬん）の抜け道はつけてはいない」と宣言しています。

自民党改憲案には、こうした反省が完全に欠落しています。立憲主義破壊とは、まさに人権と自由に対する恐るべき総攻撃なのです。

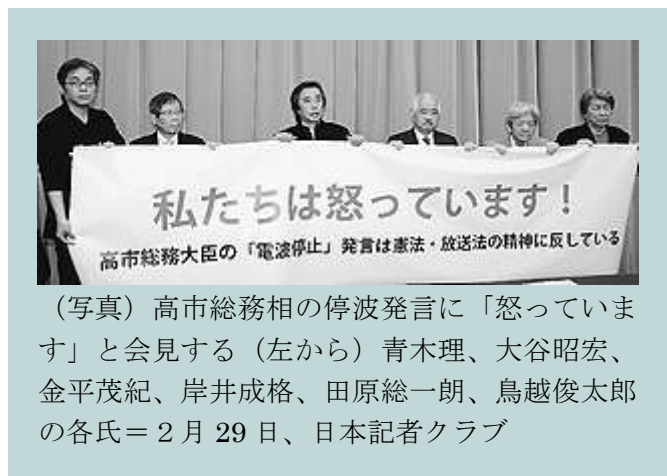
再批判 自民党改憲案（8）

政府への批判許さず

2016年5月14日(土)

高市早苗総務相が、放送法4条が定める政治的中立を守らない放送局の電波を止めることは可能だと発言（1月）したことに對し、マスコミ・放送関係者らから厳しい批判が続いています。昨夏の安保法制＝戦争法案の審議中には、安倍晋三首相に近い自民党若手議員の会合で、法案に批判的なマスコミを「懲らしめろ」とか「沖縄の二つの新聞をつぶせ」という発言が飛び出しました。

放送内容への権力的介入や政府批判を押しつぶすことを当然視する姿勢は、自民党改憲案を先取りする危険なあらわれです。



（写真）高市総務相の停波発言に「怒っています」と会見する（左から）青木理、大谷昭宏、金平茂紀、岸井成格、田原総一郎、鳥越俊太郎の各氏＝2月29日、日本記者クラブ

言論の自由制限

自民党改憲案は、表現・結社の自由について、「公益及び公の秩序を害することを目的とした活動を行い、並びにそれを目的として結社をすることは、認められない」(21条2項)としています。

何が「公の秩序」かを判断するのはまず政府です。「公の秩序」を害する「目的」の表現や結社は認めないというなら、政府に都合の悪い言論、結社、ひいては社会的連帯までが憲法で保障されないことになりかねません。「国防軍」創設とセットで軍事機密保護が憲法上の要請となり、知る権利や報道の自由に優越します。

「目的」で表現・結社を制限すれば、内心そのものに重大な圧迫をもたらすことになります。

表現の自由は、国民主権および「知る権利」と直結し、民主政治を支える最も重要な人権です。自由な言論プロセスが機能している限り、権力の乱用も是正される保証があります。表現の自由は、「自由の体系を維持する基本的条件」「すべての自由の母体」として、その規制を厳しく限定するのが現代憲法論の重要な到達点です。

破防法復権狙う

これに真っ向から挑戦するのが自民党改憲案で、憲法が弾圧の根拠になりかねません。

実際、改憲案Q&Aでは、「オウム真理教に破壊活動防止法の適用ができなかったことへの反省を踏まえ(た)」としており、破壊活動防止法(破防法)の復権に直接の動機があることを認めています。

破防法は、結社の自由に介入する危険な弾圧立法として戦後一度も発動できずにきました。明確な根拠のないまま、日本共産党や民主団体への不法なスパイ・調査活動の根拠とされてきました。その出番を確保するという異常な動機です。

さらに改憲案64条の2で政党条項を創設。政党について「国は...その活動の公正の確保及びその健全な発展に努め(る)」として、「政党に関する事項は、法律で定める」としました。結社の一環である政党を憲法上の存在に取り込みつつ、特殊な規制・介入をもたらす意思が明確に示されています。改憲案Q&Aでは「政党助成や政党法制定の根拠になる」と明記しています。

再批判 自民党改憲案(9)

個人に規制 企業に寛大

2016年5月16日(月)

内閣法制局発行の『新憲法の解説』(1946年11月3日)は、婚姻は両性の合意のみに基づいて成立することや、夫婦は同等の権利を有すること、家族関係における個人の尊厳と両性の本質的平等を規定した憲法24条について「封建的家族制度に一大革新を要請するもの」としています。

古い価値観復活

戦前の「家」制度のもと、結婚は家長(戸主)の同意なしに認められず、家と家との関係でした。妻には財産の管理権も相続権も認められず、契約締結の能力も否定されていました。家長によって統率される「家」を単位に、全ての臣民を天皇中心の国家体制に動員する仕組みでした。こうした古い「家」制度と男尊女卑を否定し、家族関係を革新する規定が24条でした。

ところが自民党改憲案は24条に新たに1項を新設。「家族は、社会の自然かつ基礎的な単位として、尊重される。家族は、互いに助け合わなければならない」と規定しました。

「個人」とその尊厳を否定する一方で、「家族」を「社会の基礎的な単位」とあえて位置づけ直す。ここには古い価値観の復活の危険があります。自民党改憲案が、戦前との歴史・文化の継続性を基調としていることから軽視できません。

安倍政権は「女性活躍」を掲げますが、自民党は選択的夫婦別姓について「わが国を根底から覆そうとする意識が働いているとしか考えられない」として頑強に反対。改憲右翼

団体「日本会議」も反対運動を続けています。

自民党は改憲案24条に、「家族は、互いに助け合わなければならない」という言葉を入れ、前文で「家族や社会全体が互いに助け合って国家を形成する」と規定しています。

これらは、国民がまず自ら助け（自助）、次に家族や社会関係で互いに助け（共助）、国の社会保障に対する責任はその不足を補うものへと大きく変質させるものです。

財政の章では「財政の健全性の確保」規定を新設（83条2項）しています。消費税増税や社会保障切り捨ての根拠となるものです。

新自由主義導入

他方、日本国憲法で経済活動の自由（22条）や財産権（29条）について明記された「公共の福祉」による制約が、自民党改憲案では削除されています。生存権保障のため、資本の横暴に制約をかける必要性を明らかにする規定ですが、自民党改憲案は巨大企業への制約を「否定」する態度です。個人の自由に対しては「公の秩序」による規制を強めながら、巨大企業には寛大。巨大企業の利益最優先の新自由主義「構造改革」を進める「憲法」にする狙いです。

地方自治の章では、経団連が「究極の構造改革」と位置づける「道州制」の導入を可能としています。

古い価値観と企業利益優先の新自由主義が混在し、一見、支離滅裂な改憲案ですが、「個人の尊厳」を否定する点では一貫しています。（つづく）

再批判 自民党改憲案（10）

国の宗教活動 大幅容認

2016年5月17日(火)

自民党改憲案は、日本国憲法の信教の自由（20条1項）と一体の政教分離原則（同3項）を緩和しています。

靖国参拝正当化

国や自治体が「特定の宗教のための教育その他の宗教的活動をしてはならない」としつつ、「ただし、社会的儀礼又は習俗的行為の範囲を超えないものについては、この限りでない」と規定。改憲案Q&Aでは「これにより、地鎮祭に当たって公費から玉串料を支出するなどの問題が現実に解決されます」としています。「社会的儀礼」「習俗的行為」という名目で、国の宗教活動を大幅に容認することになります。

自民党は毎年の運動方針で「靖国神社参拝を受け継（ぐ）」という方針を掲げ続け、春秋の例大祭や8月15日の終戦記念日には政治家の集団参拝も繰り返されています。改憲案は、日本の侵略戦争を正当化する宣伝センターである靖国神社への政治家の参拝を既成事実化し、「社会的儀礼」として「憲法の範囲内」とするのが狙いです。

日本国憲法が信教の自由を保護するために厳格な政教分離を定めた背景には、戦前、国家神道の強制で国民の信仰の自由が破壊され、国民の戦争動員に利用されたことへの痛切な反省があります。自民党改憲案は、その反省を踏みにじるものです。

「戦死」と「合祀」

安保法制＝戦争法の中で、過去の戦死者の問題でなく、自衛隊員の「戦死」が現実的危険と

して浮上しています。「戦争する国づくり」の課題として戦死者の国家的追悼が不可避となります。その中で、靖国神社の位置づけが新たに浮上する可能性があります。

自衛隊制服トップの統合幕僚長を務めて2009年に退官した齋藤隆氏は戦争法案審議開始直後の昨年5月26日、日本記者クラブで講演し、「国家国民に、戦死者にどう向き合うか考えてもらう必要がある」とし「国家に殉じた人たちの合祀（ごうし）を考える」必要性に言及しました。他方、靖国神社への「合祀」については、「まさに各国どこでもナショナルセメタリー（国家墓苑）を持っている。基本的には、中立で国民誰もが尊敬の意を示せるようなメモリアル（記念施設）を考える必要がある。私自身は『靖国』というイメージではない」と述べました。

地方の護国神社では、自衛隊の隊友会の申請により殉職自衛官が合祀されたケースがあり、今後、戦死者が出た場合、合祀が問題となりえます。

過去の戦死者については、国立追悼施設の建設が検討されてきましたが、「靖国」派の反対などで進んでいません。13年秋には、米国のケリー国務長官とヘーゲル国防長官（当時）が訪日に際して千鳥ヶ淵戦没者墓苑に献花し、日本の政治家の靖国参拝へのけん制として注目されました。しかし、安倍首相は同年12月26日に靖国参拝を強行し、内外の厳しい批判を浴びました。（つづく）

再批判 自民党改憲案（11）

首相に権力を集中

2016年5月19日(木)

国会、内閣、裁判所などの「統治機構」は本来、人権保障に奉仕するためのものです。

日本国憲法は立法、司法、行政の三権分立を定めています。国民主権を基礎に代表民主制をとり、国会を「国権の最高機関」（41条）とする国会中心の政治システムです。行政権は内閣に属しますが、法律に基づく行政の原則（法治主義）に加え、内閣は国会の信任に基づいて成立し、行政権の行使について国会に対し連帯責任（66条3項）を負います。権力の行使を民主的にコントロールすることで人権保障をまっとうする趣旨です。

国会の関与弱め

ところが自民党改憲案では、「行政権は、この憲法に特別の定めのある場合を除き、内閣に属する」（65条）とし、「特別の定め」として(1)行政各部の指揮監督権・総合調整権(2)国防軍の最高指揮権(3)衆議院の解散の決定権の三つの重要な権限を設け、「内閣総理大臣の『専権事項』（改憲案Q&A）としています。改憲案Q&Aでは、「行政権が合議体としての内閣に属することの例外となる」としています。

「内閣総理大臣の専権」とされたこれらの権限行使は、閣議に諮られず、内閣は国会に対し連帯責任を負わないこととなります。国会は内閣の権限行使に対しては「内閣不信任」を問えますが、「内閣総理大臣の専権」については特別の責任も規定されません。

特に「国防軍の指揮」という最も重大な権力の発動について、だれも責任を問われない構造は、立憲主義の観点から極めて異常です。

自民党改憲案は、63条2項で内閣総理大臣その他の大臣の国会への出席義務について「職務の遂行上特に必要がある場合は、この限りでない」として、出席義務を免除しました。「国会に拘束されることで国益が損なわれないように」（改憲案Q&A）配慮したなどとしています。国権の最高機関である国会に対する説明義務を緩和するもので、ここでも行政に対する国会のコントロールを弱めています。

一院制の検討も

自民党改憲案には、「二院制の見直し」は明記されていませんが、改憲案Q&Aでは「一院制を採用すべきか否かは、今回の草案の作成過程で最も大きな議論のあったテーマ」だったとし、今後「一院制についても検討する」としています。

また、「ねじれ現象ができるだけ起きないようにすべき」（同前）という観点から、参院で否決された法案を衆院で再議決する場合に、出席議員の3分の2以上の賛成を必要とする要件（59条2項）の緩和の主張をはじめ、衆院優越の強化が主張されたとしています。

首相権限の強化、衆院優越の強化で「効率的」決定を優先する発想です。しかしこれは、権限を分割し、権限相互に均衡をもたせることで判断を慎重にし、個人の尊厳を維持するという日本国憲法の立憲主義の構想とは逆です。

再批判 自民党改憲案（12）

地方自治破壊を狙う

2016年5月23日(月)

地方自治は日本国憲法で定められた民主政治の柱の一つです。その理念は、戦前への反省から、中央集権を排し平和と国民の自由を保障するとともに、住民の直接参加による民主主義の発揚を図るものです。さらに、住民の要望にきめ細かく応え、国民の生存権保障の充実に努めることです。

ところが自民党改憲案は、この理念を切り縮め、地方自治そのものを破壊しようとしています。

理念縮めるもの

改憲案92条1項は、「地方自治は…住民に身近な行政を自主的、自立的かつ総合的に実施することを旨として行う」と規定。同93条3項では「国及び地方自治体は、法律の定める役割分担を踏まえ、協力」としました。

しかし、地方自治が果たす役割を「身近な行政」と割り切ることは、立憲・民主・平和・社会保障という地方自治の広範な理念を著しく切り縮めるものです。

生存権保障・社会保障の第一の責任を負うのは国です（日本国憲法25条）。ところが自民党改憲案では、国と地方の「役割分担」を強調しつつ「住民に身近な行政」の名のもとに、社会保障を地方に押し付ける態度です。しかも身近な行政は地方が「自立的」に行うと規定し“国に頼るな”という姿勢です。

93条3項では「地方自治体は、相互に協力しなければならない」とするなど、“苦しくても自治体同士でやりくりしろ”と言わんばかりです。

自民党改憲案は前文や家族の規定（24条）で自助・共助を強調し、さらに地方に責任を押し付け「自立」を迫ることで、国の社会保障に対する責任を免れる狙いです。

財源問題では、96条で地方の「自主財源」の原則を定め、「地方自治は自主的財源に基づいて運営されることを基本」（改憲案Q&A）とする一方、92条2項では、住民はサービスを受けるが、「その負担を公平に分担する義務を負う」と住民の負担義務を明記。「財政の健全性」の規定（83条2項）も準用しました。徹頭徹尾、国の社会保障の役割を地方と住民に押し付ける発想で貫かれています。これでは自治体の規模による格差が極端に広がります。

道州制に道開く

さらに財界が究極の「構造改革」と位置づける「道州制」に道を開こうとしています。

改憲案93条で「地方自治体は、基礎地方自治体及びこれを包括する広域地方自治体とすることを基本とし、その種類は、法律で定める」と規定。改憲案Q&Aでは「道州はこの草案の広域地方自治体に当たり、この草案のままでも、憲法改正によらずに立法措置により道州制の導入は可能」と明記しています。

歴史的に形成されたコミュニティとかけ離れた巨大な「自治体」を強制的につくりだせば、自治体そのものが現実の人々の生活からかい離し、住民の政治参加も自治の機能も失われます。

再批判 自民党改憲案（13）

最高法規を全面破壊

2016年5月25日(水)

自民党改憲案は、憲法が最高法規として国家権力を縛るものであることを根本的に破壊します。

安倍晋三首相は、2012年末に再度、首相に就任後、まず憲法96条にある改憲手続きの緩和を主張しました。改憲のための国会発議の要件を、衆参両院の3分の2以上の賛成から、過半数の賛成へと引き下げようとしたのです。改憲の中身を示さず、まず手続きを緩和し、改憲をやりやすくする手法は、憲法の縛りを解く最悪の「裏口改憲」＝立憲主義破壊だと批判されました。

96条の厳格な手続きは、通常法律と同じレベルの手続きによって憲法が変えられなくすることで、最高法規性を担保するものです。

人権不可侵削除

自民党改憲案が全面削除を企てる、97条の基本的人権の永久不可侵規定―。これは、最高法規の章（97、98、99条）の冒頭に示され、憲法が人権を守る法であるからこそ「最高法規」であることを示す、重要な思想的意義をもつと理解されています。これを乱暴に削除することは、13条の「個人の尊重」から「個」の一文字を削ることとあわせ、個人の尊厳を守るという憲法の本質を踏みにじるものです。

自民党「改憲案Q&A」では、憲法11条と97条が「内容的に重複していると考えたために削除」と述べています。これは、人権の永久不可侵が「最高法規」の章に位置づく重みを全く理解しないものです。

国民を縛る法へ

さらに99条の憲法尊重擁護義務の規定に、「国民」を追加する一方で、同規定から「天皇」を削除しました。99条で、国会議員や国務大臣に憲法尊重擁護義務が課され、国民に義務が課されないことは、憲法が国家権力を縛る法であることを端的に示すものです。

これに対し、国民に憲法尊重を義務付けることは、まさに“国家を縛る”法から“国民を縛る”法へ逆転することを意味します。まして「良き伝統と我々の国家を末永く子孫に継承するため」の自民党改憲案です。

改憲案Q&Aは、「立憲主義は、憲法に国民の義務規定を設けることを否定するものではありません」などとし、日本国憲法の「勤労の義務」「納税の義務」などをあげています。しかし、憲法理念を維持するための個別の課題での義務付けと、個人が消えた国家優先の憲法全体を「国民が尊重せよ」と義務付けることは、比較の対象になりません。

最高法規を破壊する自民党改憲案

日本国憲法	自民党改憲案
98条 最高法規 (憲法に)反する法律、命令、詔勅、及び国務に関する行為の全部又は一部は、その効力を有しない	同 左
96条 厳格な改憲手続き 法律よりも厳格な改憲手続きを定めて、憲法の最高法規性を担保(最高法規性の論理的根拠)	改憲の発議を法律と同じ要件(各院の過半数の賛成)に緩和
97条 人権の永久不可侵規定 憲法が人権を守る法であることが最高法規性の根拠であることを示す(最高法規性の実質的根拠)	全面削除 「11条と内容的に重複」と言い訳。最高法規の章にある意味を没却
99条 公務員の憲法尊重擁護義務 国民には義務はなし 憲法が国家を縛る法であることを示す	「全て国民は、この憲法を尊重しなければならない」。元首化した天皇は義務から解放

再批判 自民党改憲案 (14)

「排除」されるべき“案”

2016年5月29日(日)

日本国憲法前文の第1文は、(1)国民主権と代表民主制(2)自由主義・人権尊重主義(3)政府による戦争の阻止・平和主義を宣言しています。主語は「日本国民」であり、国民が憲法をつくりだすことを明らかにしています。

リンカーン米大統領のゲティスバーグ演説で有名な「人民の、人民による、人民のための政治」の一節の趣旨も盛り込まれ、民主政治の充実が立憲主義の重要な内容であることが示唆されます。

「改正」には限界

これらの日本国憲法の基本原理を「人類普遍の原理」と宣言し、「われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する」とされています。

憲法の基本原理に反する法令や詔勅が排除されるのは憲法の「最高法規」性(98条)のあらわれです。

憲法の基本原理に反する「憲法」を「排除する」とはどういうことか。憲法は「改正」手続きを定めています（96条）。しかし、憲法の基本原理を無視する「改正」は許さないとしているのです。

厳格な改憲手続きで憲法の最高法規性を担保したうえに、その厳格な手続きを踏んだとしても「改正」には限界がある。「個人の尊厳」を中核に、人権尊重と国民主権、徹底した平和主義の諸原理を「改正の限界」と宣言しているのです。「憲法制定の根本目的が改正権限を制限する」とも説明されます。

立憲主義の構想は、二重三重に個人の尊厳と自由を守る、人類の深い知恵を含んでいます。

基本原理を否定

これに対し自民党改憲案は、「個人」とその尊厳という立憲主義の根本を消し去り、天皇中心の国家の継承を強調。天賦人権思想を排除し「公の秩序」優先で人権を制約します。平和主義の核心である戦力不保持規定（9条2項）を削除し、無制限の武力行使を可能にします。さらに生存権保障のための大企業への規制は否定し、地方自治も破壊する一。日本国憲法の基本原理を乱暴にじゅうりんする内容です。

自民党改憲案はまさに日本国憲法を否定するもので、「排除」されるべき“憲法”です。その根源には、日米同盟強化、大企業の利益最優先の新自由主義、過去の侵略戦争を正当化する歴史修正の流れがあります。

改憲案に示される自民党の「世界観」は歴史の逆流そのもの。自民党が、もはや立憲・民主政治を担う資格を持たないことは明らかです。主権者・国民が力を広範に結集して、自民党に退場を迫るときです。（おわり）

（この連載は中祖寅一が担当しました）